

佐賀県鹿島市 *Press release*

報道機関 各位

部課名

建設住宅課

件名	道路・法定外公共物占用料の算定誤りについて						
概要	地下埋設管等の外径に応じた占用料の適用単価誤りにより道路・法定外公共物占用料を過大に請求していたことが判明しました。						
説明	<p>市では、鹿島市道路占用料徴収条例および鹿島市法定外公共物管理条例に基づいて占用料の徴収をしております。</p> <p>今回の誤りの原因は、道路占用料については、平成21年度に条例改正を行い、地下埋設管の外径に応じた単価を2区分から9区分に細分化した際に、平成22年度から適正な単価への移行処理がなされていなかったことによるものです。また、公有水面占用料については、地下埋設管等の外径に応じた適用単価を誤ったことによるものです。</p> <p>過大請求件数は、平成22年度より13年分で道路占用料は109件、公有水面占用料は4件でした。</p> <p>また、道路占用料において、申請時期が古く占用物件が分かる図面がないため返還対象者か否か判断できない件数が151件ありました。</p> <p>現在、過大請求の該当者の皆様には、文書でお詫びを行い、返還の手続きを進めております。</p> <p>また、図面がない方については、確認を依頼する文書を発送し、図面等の提出により返還対象者となられる方についても、随時返還手続きを進めてまいります。</p> <p>市といたしましては、再発防止のため、占用料算定における入力や確認作業の体制の強化に努めます。</p> <p>長年に渡り、道路・法定外公共物占用料を誤って過大に請求しておりました皆様をはじめ、市民の皆様にご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。</p> <p>(過大請求金額および返還に伴う加算金額)</p> <table><tr><td>① 過大請求金額</td><td>504,918円</td></tr><tr><td>② 返還に伴う加算金額</td><td>101,800円</td></tr><tr><td>合計</td><td>606,718円</td></tr></table>	① 過大請求金額	504,918円	② 返還に伴う加算金額	101,800円	合計	606,718円
① 過大請求金額	504,918円						
② 返還に伴う加算金額	101,800円						
合計	606,718円						
別添資料	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし						

## 本件に関する問合せ先

所属	建設環境部 建設住宅課
氏名	陣内 忍
TEL	0954(63)3415
FAX	0954(63)2313
Mail	<a href="mailto:kensetsu@city.saga-kashima.lg.jp">kensetsu@city.saga-kashima.lg.jp</a>